

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、公的給付支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

対馬市長

公表日

令和6年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付として指定された給付金の支給に関し必要な事務を行う。 公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務
③システムの名称	給付金システム、児童手当システム、個人住民税システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金ファイル、公金受取口座情報ファイル、課税情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 ③保健部 健康増進課 ④総務部 総務課 ⑤市民生活部 税務課
②所属長の役職名	①福祉課長 ②こども未来課長 ③健康増進課長 ④総務課長 ⑤税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117 ③保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116 ④総務部 総務課 ⑤市民生活部 税務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I-7 請求先	対馬市 総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和4年4月28日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年1月25日	I-1-② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号、以下「公金受取口座登録法」という。）に基づき、特定公的給付を行う。 特定個人情報ファイルを特定公的給付等に関する事務に利用している。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号、以下「公金受取口座登録法」という。）第10条の特定公的給付として指定された給付金の支給に関し必要な事務を行う。 公金受取口座登録法及び行政手続法における特定の個人情報を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務	事前	
令和5年1月25日	I-2 特定個人情報ファイル名	給付者情報ファイル、統合宛名ファイル	給付金ファイル、公金受取口座情報ファイル、課税情報ファイル、統合宛名ファイル	事前	
令和5年1月25日	I-5-① 部署	①福祉保険部 福祉課 ②福祉保険部 こども未来課	①福祉保険部 福祉課 ②福祉保険部 こども未来課 ③健康づくり推進部 いきいき健康課 ④総務部 総務課	事前	
令和5年1月25日	I-5-② 所属長の役職名	①福祉課長 ②こども未来課長	①福祉課長 ②こども未来課長 ③いきいき健康課長 ④総務課長	事前	
令和5年1月25日	I-8 連絡先	対馬市 ①福祉保険部 福祉課 ②福祉保険部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117	①福祉保険部 福祉課 ②福祉保険部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117 ③健康づくり推進部 いきいき健康課 〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里303番地1 TEL.0920-52-4888 ④総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事前	
令和5年4月5日	I-5-① 部署	①福祉保険部 福祉課 ②福祉保険部 こども未来課 ③健康づくり推進部 いきいき健康課 ④総務部 総務課	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 ③保健部 健康増進課 ④総務部 総務課	事後	
令和5年4月5日	I-5-② 所属長の役職名	①福祉課長 ②こども未来課長 ③いきいき健康課長 ④総務課長	①福祉課長 ②こども未来課長 ③健康増進課長 ④総務課長	事後	
令和5年4月5日	I-7 請求先	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和5年4月5日	I-8 連絡先	①福祉保険部 福祉課 ②福祉保険部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117 ③健康づくり推進部 いきいき健康課 〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里303番地1 TEL.0920-52-4888 ④総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117 ③保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116 ④総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和5年4月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年8月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 公金受取口座登録法第10条	番号法第9条第1項 別表第一 135の項	事後	
令和6年8月15日	I-5-① 部署	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 ③保健部 健康増進課 ④総務部 総務課	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 ③保健部 健康増進課 ④総務部 総務課 ⑤市民生活部 税務課	事後	
令和6年8月15日	I-5-② 所属長の役職名	①福祉課長 ②こども未来課長 ③健康増進課長 ④総務課長	①福祉課長 ②こども未来課長 ③健康増進課長 ④総務課長 ⑤税務課長	事後	
令和6年8月15日	I-8 連絡先	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117 ③保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116 ④総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	①福祉部 福祉課 ②福祉部 こども未来課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 ①TEL.0920-58-1119 ②TEL.0920-58-1117 ③保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116 ④総務部 総務課 ⑤市民生活部 税務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和6年8月15日	I-4-② 法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二項 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 〈情報提供の根拠〉 なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和6年8月15日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	
令和6年8月15日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	